

第四節 生活と福祉

第一項 福祉

社会福祉・社会保障の充実 昭和三〇年代後半の急激な経済成長のなかで、多面にわたつて高度な社会福祉対策が望まれ、当町においても根本的な見直しがなされた。すなわち児童福祉、老人福祉、心身障害者福祉、母子福祉など、社会の動きの中でこれらに対応する施設の整備、援助措置の充実、あるいはこれらにたずさわる組織の育成、強化、職員の養成など多くの対策を積極的に推進し、要請にこたえてきた。

各年度の予算の編成の中でも、社会福祉の充実を重点とした民生費には大きな配慮がなされ、国、県の施策の進展と相俟つて効果的の支出がなされ、一層拡充されている。

- 児童福祉
- 老人福祉
- 心身障害者福祉
- 生活保護
- 母子福祉
- 年金制度

児童福祉

昭和二六年に制定された、児童憲章に基づいて行政の中で児童福祉対策は、児童の健全な育成を願い生活環境の整備をはじめ、保育所の完備、児童遊園地の設置などに重点がおかれた。

当町は、保育施設として昭和二五年南北小学校に保育所を併設し、その後、保育児の増加に伴い、近代的な保育所の増設を、地域的な配置を十分考慮したうえで行い、保育体制の充実に努めてきた。

表3-93 保育施設の現状

(昭和五五年四月現在)

施設名	園児数	面積	備考
南保育所	一五〇人	三、〇七〇 平方メートル	豊田地内
西	一三〇	三、一二二五	余野地内
中	一〇三	三、二六七	中小口地内 (乳児保育一〇名含む)
東	六四	二、九八一	河北地内
北	一四七	三、六〇〇	上小口地内

また児童の日常の遊びの中での人間性の養成、増進を目指しに各地区の協力で、近年児童遊園地が設置され施設の整備とともに、その利用は高まり多発傾向化にある児童の校外での事故、あるいは今日の車社会における交通事故から児童を守るうえにきわめて大きな効果をあげている。

こうしてそれぞれ施設が完備され、また地区の児童委員の活動強化、保母の充実によりますます児童福祉は向上しているが、最近の社会情勢の変化は婦人労働者の増加を招き、当町においてもこれがため、カギッ子対策、あるいは保育所における延長保育対策の必要にせまられている。

表3-194 児童遊園地の現状

名 称	面 積	位 置	備 考
豊田堀尾跡児童遊園	二、六四〇 <small>(平方メートル)</small>	河北一一八七	豊田字堀尾跡
河 余 北 仲 上 下 小 小 ノ	一、八七八 六〇〇 三三〇	河北一、一八七 余野字西浦 上小口一丁目	
外 大 御 坪 堂 口 口 沖 山 野	一、二〇〇 四〇七 三六三	河北仲沖 上小口一丁目 下小口仁所野	
大屋敷坂小渕	四九五 四〇〇 四七五	大屋敷字太御堂 外坪	昭和五四年一二月完成
大屋敷坂小渕	昭和五四年四月完成		



図3-79 児童遊園地(大屋敷)

老人福祉 当町では昔から各区の青年会、婦人会などの奉仕活動によつて“敬老会”が催され、老人に感謝するとともに慰労を重ねてきた。

その後経済が急成長を遂げるなかで、老後を快適に生活できる環境づくりに多くの方策が樹てられた。

昭和四一年よりはじめられた国の祝日“敬老の日”(九月十五日)には、町内の老人には長寿と健康を祝い、祝品や敬老金が贈られている。

昭和三五年に結成された“老人クラブ（寿楽学校）”は老人の自主的な運営のもと、老後をおたがいに楽しく、明るく充実した生活を送るため、毎月一回“お話と演芸の会”を開催し、老人相互の親和と娯楽に心掛け、また旅行も年間二、三回実施し親睦をはかっている。

昭和五四年一〇月現在のクラブ員は概ね六五歳以上の高齢者七五〇人余である。

つぎに本町では、一人でも多くの老人が健康で長生き老後を楽しんでいただこうと、現在六八歳以上の老人医療費の無料化、六五歳以上の老人の疾病予防、早期発見、治療のため健康診査が行われている。

表3-95 老人医療費受給対象者の推移

対象者	年 度		
	昭和四八年度	昭和五〇年度	昭和五一年度
対象者	五二四人	五六〇人	六二〇人
受診率	一一・二%	一一・三%	一一・六%
受診者	九四〇人	九七〇人	九八〇人
受診率	二三一%	二〇六%	二三二八%
受診者	一一・六%	一八四	一八四

表3-96 老人健康診査の推移

年 度	年 度		
	昭和四八年度	昭和五〇年度	昭和五一年度
対象者	九四〇人	九七〇人	九八〇人
受診率	二三一%	二〇六%	二三二八%
受診者	一一・六%	一八四	一八四
受診率	一一・六%	一一・六%	一一・六%



図3-80 老人バス利用風景

第4節 生活と福祉

表3-97 老人福祉センター利用状況

(単位:人)

区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	S 55 1	2	3	計
男		186	202	198	209	221	226	160	197	179	200	222	227	2,407
女		164	188	220	253	228	278	172	192	192	192	234	215	2,528
計		350	390	418	462	449	504	332	369	371	392	456	442	4,935

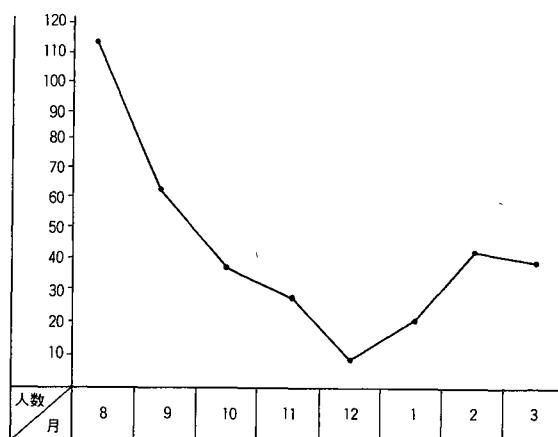


図3-81 老人バス利用状況

一方在宅・単身老人やねたきり老人には、老人家庭奉仕員(現在一名)が逐次巡回訪問をし老人福祉に努めている。

また婦人会、更生保護婦人会など自主団体による活動も活発となり、当局の福祉行政の充実とともに大きな支えとなっている。

このほか最近増加の傾向にある、母子家庭あるいは心身障害者の福祉増進にも多くの配慮がなされ、就業、医療、育児など具体的な効果をあげつつある。毎月第二・第四火曜日には相談所が開かれ、これらの人々の不安や悩みについて相談をうけるとともに要望にこたえていている。

また福祉関係の諸対策が推進される反面、社会の変化に対応できず不安定な暮らしをしている家庭へも援助がなされ、今後、地区の民生委員の積極的な協力により、保護家庭に対する種々の指導を強化し、生活水準の向上をはかるよう努めている。

こうして町民福祉を町行政の柱として、これが増進に努めるなかで、昭和五四年四月竣工し

た総合福祉社会館はまさに町民福祉向上の拠点として、老人から子供まで幅広く利用され、とくに老人福祉については機能回復、娯楽などの器具が完備され、健康増進、レクリエーションの場とする一方、浴室も設置され老人いこいの場となっている。

また現在では、老人のために“福祉会館行き”バスが毎週金曜日に運行されている。

国民年金制度 昭和三六年四月から実施された国民皆年金制度は、社会保障のうえで画期的なもので、公的年金に加入していない農林漁業、自営業、零細企業などの従事者で二〇歳以上六〇歳未満の人に適用され、本町での加入者並びに受給者の推移は、表に示すよう年金に対する関心がしだいに高まり、加入者が増加しているが、なお今後も、年金加入もれの防止に努めている。

本町の第三次総合計画によると、制度が施行されてより今日まで加入者の期待に応え法の改正もなされ、また町当局の強力な指導にもかかわらず、まだ未加入者があり昭和五四年より二年間にわたり、徹底した年金加入推進を計るよう、年金委員の強化、推進員の設置などの諸対策も併せて講ぜられている。

国民年金の事業主体は政府であり、町は委任をうけ、事務を行い、公的な年金制度と同様に老令、廢疾、死亡などについて給付を目的としていて、保険料の積立てをする「拠出年金」と、この制度が発足した時点すでに年齢がすぎ、拠出年金制度加入の対象外となつた人々の無拠出の「福祉年金」がある。

昭和五五年四月現在の国民年金の保険料は一ヶ月、三、七七〇円であるが、発足当時の保険料は二〇歳から三十四歳までが月額一〇〇円、三五歳から五九歳までが一五〇円と少額であったが、その後経済の変動に関連し、たびたび改訂が実施された。

第4節 生活と福祉

図3-82 年金受給の状況（件数）

(町資料より)

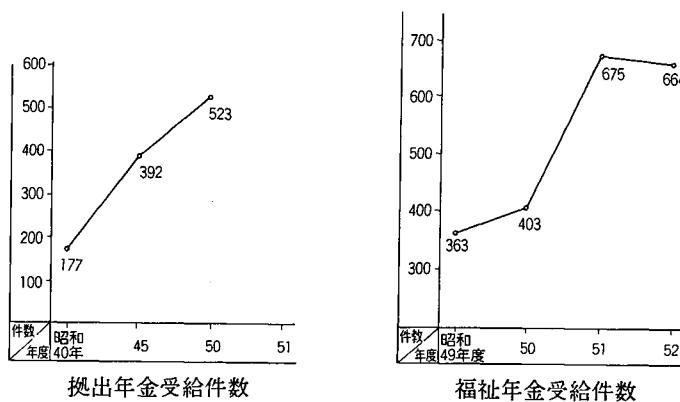


表3-98 国民年金保険料の改正

改正年次	当初	41年改正 42.1から	43年改正 44.1から	44年改正 45.7から	47年改正 47.7から	48年改正 49.1から
保 険 料	34歳まで月 100円	〃 200円	〃 250円	〃 450円	〃 550円	〃 900円
	35歳以上月 150円	〃 250円	〃 300円			

49年改正 50.1から	50年改正 51.4から	51年改正 52.4から	52年改正 53.4から	現 在
1,100円	1,400円	2,400円	2,770円	3,770円

表3-99 国民年金加入者数の推移

(単位：人)

区分 年 度	被 保 險 者 数			備 考
	強 制	任 意	合 計	
昭和40年度	2,151	285	2,436	
45 〃	2,359	496	2,855	
50 〃	2,248	536	2,784	
53 〃	2,110	887	2,997	

表3-100 年金受給の状況

福祉年金受給金額

年 度	金 領	内老令福祉年金 千円
昭和四九年度	六四、〇六三	五五、〇八〇
五〇、々	九九、六四八	(六二二件)
五一、々	一一一、八九二	九一、七八
		(六三七件)
	九八、三三四 (六〇七件)	九八、三三四

拠出年金受給金額

年 度	金 領
昭和四九年度	三〇、〇七三
五〇、々	七〇、三六四
	一〇八、〇五六

共済

モータリゼーションの進行によつて、社会情勢が大きく変化し、各種の方策がとられ同時に人々もこれに対応しているが、昭和四〇年後半から五〇年代に入つて、交通事故が急激に増加し、県、市町村ではこれによる被害者の救済を考慮し、「一日一円の交通災害共済」の見出しのもと一部事務組合が設けられ、本町では昭和四四年発足と同時に加入し、住民の加入推進をよびかけた。

掛け金は、一般が一年三六〇円、七十歳以上と中学生以下は二四〇円である。

表3-101 加入の状況

区分 年度	加入者数			加入率 %	掛金総額
	一般	中学生以下	計		
昭和50年	一人	一人	4,496人	30.0	1,397,950円
51	6,832	3,432	10,264	64.6	3,282,880
52	7,059	3,560	10,619	68.3	3,394,770
53	7,488	3,733	11,221	71.4	3,591,410
54	7,852	3,749	11,601	72.7	3,698,110
55	7,726	3,704	11,430	70.1	3,669,450

昭和二年九月に制定された民生委員会は、戦前の方面委員制度を改め、その性格を福祉の増進、奉仕の精神の充実などの色彩を強くした。

つづいて昭和二二年一二月制定の児童福祉法によつて、民生委員は児童委員ともなり、児童福祉にも力を入れるところとなつた。

その後、大きく変動する世相の中で民生委員の役割りはますます重要となり、昭和二三年七月法が制定された。

この法の中には、社会の浄化、奉仕の精神にそつて、住民の保護、指導にあたり、社会福祉の増進につとめるものとされ、また生活保護法とも関連し、広範にわたる福祉事業への積極的な協力が要請され、厚生大臣が委嘱することになつてゐる。任期は三か年である。

昭和五五年一二月現在二一名(男一一名、女一〇名)が委嘱をうけて、町民の深い信頼をうけ活動が展開されている。

毎月開催される月例会では、事業の検討はもとより、地区の状況も詳細に報告され、町全域、全町民の福祉の充実をねがつてゐる。

〈町内の社会福祉関係団体〉

- ・社会福祉協議会

昭和二六年に発足し、地域における諸問題について種々その対策を協議し、福祉活動の総合的な計画をたてるとともに、町民への普及、宣伝につとめ積極的な協力を得、町民相互の福祉向上をはかつてている。

昭和二九年にはその成果が認められ、第三回全国社会福祉大会において、全国表彰をうけた。会の組織は、民生委員、保護司、更生保護婦人会、婦人会などの代表で構成されている。

・保護司会

社会奉仕の精神に基づき、犯罪を犯した者の更生を援助し、犯罪の予防につとめ地域の浄化をはかる目的で設置されている。

保護司は、町長の推薦により法務大臣の任命によつて決められている。大口町では現在四名の人が、この任に当たり、昭和二五年以来施設されている。

・人権擁護委員会

国民の基本的人権の尊重の考えに基づいて、昭和一三年に人権擁護委員令が公布され、つづいて一四年には人権擁護委員会法が定められた。

委員はこれに基づいて、すべての人の基本的人権が犯されないように努めるとともに、つねに人権思想の高揚につくすことを使命としている。

本町では、昭和二八年に設置され、委員は法務大臣の委嘱によつている。現在委員は二名である。

・身体障害者福祉協議会

昭和二三年に発足し、相互の友情を温めるとともに会員の団結の強化をはかり、会員の生活安定に大きな力となつ

て いる。会員は一八一名で今日にいたつて いる。

- ・母子福祉協議会

昭和二五年に発足し、母子福祉の増進に寄与してきた。

母子家庭の生活相談をはじめ、会員相互の福祉向上を目指した活動がつづけられている。

- ・遺族会

戦没者遺家族の福祉増進、救済と相互の連繋をはかり会の向上をはかつて いる。会員は一九七名で、毎年、戦没者追悼式を執行して いる。

第二項 衛生

生活環境 近年、本町においても「公害」という言葉がきかれるようになつた。経済発展にともない企業活動が活性化するにつれ、交通、水質、騒音など公害はますます多様化、深刻化して生活環境が破壊される憂い

公害対策 もあり、住民の公害防止に対する認識もしだいに高まるなかで、町機関においては、昭和四二年八月公布された公害対策基本法をもとに、広範にわたり公害防止について監視、あるいは指導体制を整備充実し、町民の健康を保護し、生活環境の保全を旨に、

- 公害防止協定の完全履行

- 交通安全対策の完備

- 公害監視員制度の強化

○水質対策事業の推進

○悪臭・騒音公害の発生源の絶滅

○ごみ、し尿の処理

○火葬場の施設と墓地

○合瀬川の清流をとりもどす

など重点目標をかかげ、これが実現に最大の努力がはらわれ、四八年以降の公害発生は別表のごとく減少の傾向が全般的にみられ、なお一層これが絶滅にむかってきめこまかな対策がたてられている。

表3-102 公害発生件数の推移

(単位・件)

		区分						年度
		大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	振動	騒音	その他	
計		一三二	一三	六	二	五	一	一二〇
		一九六	二九	一	一	九	一	八八
		一七四	一七	一	一	三	一六一	五三
		一二三	一二三	一	一	八	一九二	三五
		一九二	一二三	一	一	八	一九二	四〇
		一一九	一九二	一	一	〇一四	一五四	四〇
		一一〇	一一〇	一	一	八五	一六五	三四

※ その他の主なものは家畜の不法投棄である。